

平成24年4月1日制定  
(平成27年5月1日一部改正)  
(平成28年5月1日一部改正)  
西宮市健康福祉局

## 指定通所介護事業所等における宿泊サービスについて

近年、介護保険法（平成9年法第123条。以下「法」という。）に定める指定（介護予防）通所介護、指定地域密着型通所介護（療養通所介護を含む。以下同じ。）又は指定（介護予防）認知症対応型通所介護（以下「指定通所介護等」という。）の事業を行う者（以下「指定通所介護事業者等」という。）が指定（介護予防）通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所又は指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護等以外のサービス（以下「宿泊サービス」という。）を介護保険制度外の自主事業として提供する例が見受けられることから、本市においては下記のとおり、取り扱いを整理することとする。

### 記

#### 第1 基本的な考え方

指定通所介護事業者等が自主事業として宿泊サービスを行うサービス形態については、平成18年に（介護予防）小規模多機能型居宅介護の事業が創設されたことによって不可能とするものではなく、直ちに否定されるわけではない。指定通所介護事業所等の指定については、指定通所介護等の人員、設備及び運営に関する基準に規定する要件を満たしているか否かで判断するもので、介護保険制度外の自主事業として宿泊サービスを行うことは考慮しない。

ただし、自主事業としての宿泊サービスが、指定通所介護等の適切な運営に支障をきたさないようにするために、厚生労働省通知「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合の事業の人員、設備及び運営に関する指針について」（平成27年4月30日付老振発0430第1号・老老発0430第1号・老推発0430第1号）に定める「指定通所介護事業所等の設備を利用し夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合の人員、設備及び運営に関する指針」に基づき、宿泊サービスに係る人員、設備及び運営に関して精査するとともに、次のとおり指導を行うものとする。

#### 第2 指導事項

##### 一 総論

###### 1 指導事項の遵守と宿泊サービスの届出

宿泊サービス事業者（宿泊サービスを提供する者をいう。以下同じ。）はこの「第2 指導事項」に規定の指導事項に沿って宿泊サービスの提供を行うとともに、所定の様式に基づき、宿泊サービスの内容の届出を西宮市に行うこと。なお、届出内容に変更があった場

合は変更の事由が生じた日から 10 日以内に、宿泊サービスを休止又は廃止する場合はその休止又は廃止の日の 1 ヶ月前までに、それぞれ所定の様式により西宮市に届出ること。

## 2 宿泊サービスの提供

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者（指定通所介護事業所等を利用している者であって、当該指定通所介護事業所等を運営する者が提供する宿泊サービスを利用する者をいう。以下同じ。）の心身の状況により、若しくは利用者の家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的又は精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者を対象に宿泊サービスを提供すること。
- (2) 宿泊サービス事業者は（1）の趣旨に鑑み、緊急時又は短期的な利用に限って、宿泊サービスを提供すること（目安として、連泊は 3 日程度まで、また 1 ヶ月間の宿泊が当該月の日数の 1 / 2 を超えないこと。）。

なお、利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等のやむを得ない事情により連続した利用が予想される場合においては、指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者（以下、「指定居宅介護支援事業者等」という。）と密接に連携を図った上で、他の介護保険サービス等への変更も含め、利用者の心身の状況や利用者の家族の事情等に応じたサービス提供を実施すること。

## 3 宿泊サービス事業者の責務

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立った宿泊サービスの提供に努めること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を継続できるよう、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の世話に係るサービスの提供を行うこと。
- (3) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスが位置付けられた居宅サービス計画又は介護予防計画（以下、「居宅サービス計画等」という。）に沿って、宿泊サービスを希望する利用者に対し、宿泊サービスを提供すること。

また、宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に際し、利用者の状況や宿泊サービスの提供内容について、指定居宅介護支援事業者等と必要な連携を図ること。

なお、居宅サービス計画等への宿泊サービスの位置付けは、指定居宅介護支援事業者等の介護支援専門員等により、あらかじめ利用者の心身の状況、家族の状況、他の介護保険サービスの利用状況を勘案し、適切なアセスメントを経たものでなければならないこと（安易に位置付けられたものではないこと）。

- (4) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供及び運営に当たっては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他の法令等を遵守すること。

## 二 人員に関する事項

### 1 従業者の員数及び資格

宿泊サービス事業者が、宿泊サービス事業所（宿泊サービスを提供する事業所をいう。以下同じ。）ごとに置くべき従業者（以下、「宿泊サービス従業者」という。）の員数及び資格は次のとおりとすること。

- (1) 宿泊サービス従業者は、宿泊サービスの提供内容に応じ、必要数を確保することとし、宿泊サービスを行う時間帯（以下「提供時間帯」という。）を通じて、夜勤職員として介護職員又は看護職員（看護師又は准看護師をいう。）を常時1人以上確保すること。
- (2) 宿泊サービス従業者のうち介護職員については、介護福祉士の資格を有する者、実務者研修又は介護職員初任者研修を修了した者であることが望ましいこと。  
なお、それ以外の介護職員にあっても、介護等に対する知識及び経験を有する者であること。
- (3) 食事の提供を行う場合は、食事の介助等に必要な員数を確保すること。
- (4) 緊急時に対応するための職員の配置又は提供時間帯を通じた連絡体制の整備を行うこと。

## 2 責任者

宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者の中から責任者を定めること。

## 三 設備に関する事項

### 1 利用定員

宿泊サービス事業所の利用定員は、当該指定通所介護事業所等の運営規程に定める利用定員の2分の1以下かつ9人以下とすること。ただし、2(2)①の基準を満たす範囲とすること。

### 2 設備及び備品等

#### (1) 必要な設備及び備品等

宿泊サービス事業所は、宿泊室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備、宿泊サービスを提供するに当たり適切な寝具等の備品を備え、当該指定通所介護事業所等の運営に支障がないよう適切に管理すること。

また、指定通所介護等と宿泊サービスとが空間的又は時間的に明確に区分されているなど、指定通所介護等の運営、サービスの提供に支障をきたさないようにすること。

(2) (1)に掲げる宿泊室及び消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の基準は、次のとおりとする。

#### ① 宿泊室

ア 宿泊室の定員は、1室当たり1人とすること。ただし、利用者の希望等により遇上必要と認められる場合には、2人とができるものとすること。

イ 宿泊室の床面積は1室当たり7.43平方メートル以上とすること。

ウ ア及びイを満たす宿泊室（以下「個室」という。）以外の宿泊室を設ける場合、個室以外の宿泊室の定員は、1室当たり4人以下とすること。

エ 個室以外の宿泊室の面積を合計した面積は、7.43平方メートルに宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数を乗じて得た面積以上とするものとし、その構造は利用者のプライバシーが確保されたものとすること。なお、プライバシーが確保されたものとは、例えば、パーテーションや家具等により利用者同士の視線の遮断が確保されるものである必要があるが、壁やふすまのような建具まで要するものではないこと。ただし、カーテンはプライバシーが確保されたものとは考えにくいことから認められない。

また、利用者の希望等により処遇上必要と認められる場合を除き、男女が同室で宿泊するがないように配慮すること。

② 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備

消防法その他の法令等に規定された設備を確実に設置しなければならないこと。また、消防法その他の法令等において設置義務がない場合であっても、スプリンクラーを設置するなど、火災・防災体制整備に十分注意すること。

#### 四 運営に関する事項

##### 1 内容及び手続の説明及び同意

宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、10に定める運営規程の概要、責任者の氏名、宿泊サービス従業者の勤務の体制その他の利用申込者の宿泊サービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、宿泊サービスの内容及び利用期間等について利用申込者の同意を得ること。

##### 2 宿泊サービス提供の記録

宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを提供した際には、提供日、提供した具体的な宿泊サービスの内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供すること。

##### 3 宿泊サービスの取扱方針

(1) 宿泊サービス事業者は利用者が介護保険法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者の場合にあっては、要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当かつ適切に行うこと。

また、利用者が法第53条第1項に定める居宅要支援被保険者の場合においては、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に意識してサービスの提供に当たること。

(2) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、宿泊サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

(3) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束」という。）を行ってはならないこと。

(4) 宿泊サービス事業者は、(3)の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(5) 宿泊サービス事業者は、自らその提供する宿泊サービスの質の評価を行い、常にその改善を図ること。

##### 4 宿泊サービス計画の作成

(1) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービスを概ね4日以上連続して利用することが予定されている利用者については、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえて、利用者が利用する指定通所介護事業所等におけるサービスとの継続性に配慮

して、当該利用者の指定居宅介護支援事業者等と連携を図った上、具体的なサービスの内容等を記載した宿泊サービス計画を作成すること。

なお、4日未満の利用であっても反復的、継続的に利用することが予定されている利用者については、宿泊サービス計画を作成し宿泊サービスを提供すること。

(2) 宿泊サービス事業者は、計画の作成に当たっては、居宅サービス計画等に沿って作成し、宿泊サービスの利用が長期間とならないよう、居宅介護支援事業者等と密接に連携を図ること。

(3) 宿泊サービス事業者は、計画の作成に当たっては、その内容について、利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、作成した計画を利用者に交付すること。

## 5 介護

(1) 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うこと。

(2) 宿泊サービス事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行うこと。

(3) 宿泊サービス事業者は、おむつを利用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えること。

(4) 宿泊サービス事業者は、(1)から(3)までに定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行うこと。

## 6 食事の提供

(1) 宿泊サービス事業者は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供すること。

(2) 宿泊サービス事業者は、利用者が可能な限り離床して、食堂で食事を摂ることを支援すること。

## 7 健康への配慮

宿泊サービス事業者は、当該指定通所介護事業所等において把握している利用者の健康に関する情報に基づき、必要に応じて主治の医師や指定居宅介護支援事業者等と連携し、常に利用者の健康の状況に配慮して適切な宿泊サービスを提供すること。

## 8 相談及び援助

宿泊サービス事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うこと。

## 9 緊急時等の対応

宿泊サービス事業者は、現に宿泊サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ協力医療機関を定めている場合は、協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じること。

## 10 運営規程

宿泊サービス事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（以下「運営規程」という。）を定めること。

- ① 事業の目的及び運営の方針
- ② 従業者の職種、員数及び職務の内容
- ③ サービス提供日及びサービス提供時間
- ④ 利用定員
- ⑤ 宿泊サービスの内容及び利用料その他の費用の額
- ⑥ 宿泊サービス利用に当たっての留意事項
- ⑦ 緊急時等における対応方法
- ⑧ 非常災害対策
- ⑨ その他運営に関する重要事項

#### 11 勤務体制の確保等

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者に対し適切な宿泊サービスを提供できるよう、宿泊サービス従業者の勤務の体制を定めておくこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス従業者によって宿泊サービスを提供すること。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。
- (3) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保すること。

#### 12 定員の遵守

宿泊サービス事業者は、運営規程に定める利用定員を超えて宿泊サービスの提供を行ってはならない。

#### 13 非常災害対策

宿泊サービス事業者は、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び地域住民等との連携体制を整備し、それらを定期的に宿泊サービス従業者に周知するとともに、定期的に夜間を想定した避難、救出その他必要な訓練を行うこと。

#### 14 衛生管理等

- (1) 宿泊サービス事業者は利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めること。

#### 15 揭示

宿泊サービス事業者は、当該宿泊サービス事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、責任者の氏名、宿泊サービス従業者等の勤務の体制、苦情処理の概要、緊急時の避難経路その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示すること。

#### 16 秘密保持等

- (1) 宿泊サービス従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、宿泊サービス従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じること。
- (3) 宿泊サービス事業者は、指定居宅介護支援事業者等との連携において、宿泊サービス

事業所における利用者の個人の情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくこと。

#### 17 広告

宿泊サービス事業者は、宿泊サービス事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしないこと。

#### 18 苦情処理

- (1) 宿泊サービス事業者は、提供した宿泊サービスに係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、(1) の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の受付日、内容等を記録すること。

#### 19 事故発生時の対応

- (1) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族及び当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じること。また、西宮市及び利用者の保険者である市町村に報告すること。
- (2) 宿泊サービス事業者は、(1) の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録すること。
- (3) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うこと。

#### 20 調査への協力等

宿泊サービス事業者は、提供した宿泊サービスについて、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切な宿泊サービスが行われているかどうかを確認するために、西宮市が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行うこと。

#### 21 記録の整備

- (1) 宿泊サービス事業者は、従業者、設備及び備品に関する諸記録を整備しておくこと。
- (2) 宿泊サービス事業者は、利用者に対する宿泊サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から2年間保存すること。
  - ① 2に定める具体的なサービス提供の内容等の記録
  - ② 3(4)に定める身体的拘束等の態様及びその時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
  - ③ 4に定める宿泊サービス計画
  - ④ 18(2)に定める苦情の内容等の記録
  - ⑤ 19(2)に定める事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

#### 五 既に宿泊サービスを実施している指定通所介護事業所等に関する事項

平成27年5月1日時点で宿泊サービスを実施している指定通所介護事業所等においては、速やかに三及び四の4・10・15に定める事項を満たすことができるように努めること。

### 第3 その他

利用者の宿泊が常態化し、実質的に「居住」していると判断される場合は、有料老人ホームに該当するかどうか確認の上、必要に応じてその届出を求めるものとする。

以 上